キヤノンマーケティングジャパン株式会社を小売電気事業者とする

電気需給契約の承継に関する特則（高圧・特別高圧）

第 1 条（適用対象）
本特則は、2026 年 10 月 31 日以前にキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノン MJ」といいます。）とお客さまとの間で締結された電気需給契約のうち高圧または特別高圧にて電気を供給するもの（以下「承継対象契約」といいます。）に適用します。本特則において「本約款」とは、電気需給約款（高圧・特別高圧／取次用／シナネン株式会社 Powered by シナネンエナジーテック株式会社）をいいます。本特則に定めのない事項については、本約款によるものとします。本約款と本特則の定めが抵触する場合は、本特則の定めが優先して適用されます。

第 2 条（契約上の地位の承継）
キヤノン MJ の承継対象契約上の地位は、2026 年 11 月 1 日（以下「承継日」といいます。）付で取次業者としてのシナネン株式会社に承継されたものとします。2026 年 11 月 1 日以降、承継対象契約に基づき、小売電気事業者としてのシナネンエナジーテック株式会社がお客さまに電力を供給するものとします。

第 3 条（契約期間）
承継対象契約の契約期間は、お客さまとキヤノン MJ との契約において定められていた期間を引き継ぐものとします。ただし、シナネン株式会社がお客さまに交付する契約締結前交付書において別途契約期間を定めた場合は、当該期間によるものとします。当該契約期間満了後は、本約款第 8 条第 2 項の規定に従うものとします。

第 4 条（料金単価）
承継対象契約に適用する基本料金単価、電力量料金単価その他の料金単価は、シナネン株式会社がお客さまに交付する契約締結前交付書面に定めるところによるものとします。

第 5 条（燃料費等調整および離島ユニバーサルサービス調整額）
承継対象契約に適用する燃料費等調整額および離島ユニバーサルサービス調整額（該当エリアにおいて適用ある場合）については、本特則の別紙（承継日前日にお客さまとキヤノン MJ との電気需給契約において適用されていたものと実質的に同条件）に定めます。

以上

別紙

Ⅰ　東北エリア

１．燃料費等調整

（１）平均燃料価格

平均燃料価格は、原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格を意味し、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は１０円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０２５９

β＝０．２５６３

γ＝０．８９１５

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は１円とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

（２）平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格※にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｘ×０．５３３２＋Ｙ×０．４６６８

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前８時から午後４時までの１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前８時から午後４時までの１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

※スポット市場価格＝一般社団法人日本卸電力取引所が公表する需要場所が属するエリアの市場価格

（３）燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費等調整単価の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

燃料費等調整単価＝（平均燃料価格－８３，５００円）×（５）の基準単価　÷　１，０００
＋（平均市場価格－２１．３９円）×　（６）の基準市場単価

（４）燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金にかかわる計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金にかかわる計量期間等

毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金にかかわる計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金にかかわる計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金にかかわる計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金にかかわる計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金にかかわる計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金にかかわる計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金にかかわる計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金にかかわる計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金にかかわる計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金にかかわる計量期間等

（5）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

	基準単価
	１キロワット時につき
高圧供給の場合	１９銭０厘

（6）基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が１円変動した場合の値とし、次のとおりとします。なお、基準市場単価は消費税等相当額を含むものとします。

	基準市場単価
	１キロワット時につき
高圧供給の場合	１４銭６厘

２．離島ユニバーサルサービス調整

（1）離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は，１００ 円単位とし１００円未満の端数は，１０ 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α＝１．０００００

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値とします。離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は1 銭とし、その端数は小数点以下第1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

（離島平均燃料価格－７９，３００円）×（5）の離島基準単価÷１，０００

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が １１９，０００ 円を上回る場合、離島平均燃料価格は１１９，０００円とします。

（3）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、

次のとおりとします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金にかかわる計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金にかかわる計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金にかかわる計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金にかかわる計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金にかかわる計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金にかかわる計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金にかかわる計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金にかかわる計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金にかかわる計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金にかかわる計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金にかかわる計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金にかかわる計量期間等

（４）離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(２)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定します。

(５)離島基準単価

離島基準単価は離島平均燃料価格が１，０００ 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

	基準単価
	１キロワット時につき
高圧供給の場合	１厘

以上

Ⅱ　東京エリア

燃料費等調整額

（1）　平均燃料価格

平均燃料価格は、原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格を意味し、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は１０円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．００４８

β＝０．３７５９

γ＝０．６７２５

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

（2）　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格※にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

平均市場価格＝Ｄ×０．８２８８＋Ｅ×０．１７１２

Ｄ＝各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Ｅ＝各平均市場価格算定期間における毎日午前８時から午後４時までの１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、各平均市場価格算定期間における１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前８時から午後４時までの１キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

※スポット市場価格＝一般社団法人日本卸電力取引所が公表する需要場所が属するエリアの市場価格

（3）　燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費等調整単価の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

燃料費等調整単価＝

（平均燃料価格－５７，５００円）×（6）の基準燃料単価　÷　１，０００

＋（平均市場価格－１１．２２円）×（7）の基準市場単価

（4）　燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ア　検針日が毎月１日の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価（燃料費調整および市場価格調整）適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	毎年６月１日から６月３０日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	毎年７月１日から７月３１日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	毎年８月１日から８月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	毎年９月１日から９月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	毎年１０月１日から１０月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	毎年１１月１日から１１月３０日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	毎年１２月１日から１２月３１日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月１日から１月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月１日から２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月１日から翌年の３月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月１日から４月３０日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月１日から５月３１日までの期間	翌年の５月の料金に係る計量期間等

イ　検針日が毎月２日から月末までのいずれかの場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価（燃料費調整および市場価格調整）適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	毎年５月１日から５月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	毎年６月１日から６月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	毎年７月１日から７月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	毎年８月１日から８月３１日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	毎年９月１日から９月３０日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	毎年１０月１日から１０月３１ 日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等

毎年７月１日から９月３０日までの期間	毎年１１月１日から１１月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	毎年１２月１日から１２月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の１月１日から１月３１日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の２月１日から２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の３月１日から３月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の４月１日から４月３０日までの期間	翌年の５月の料金に係る計量期間等

（5）　燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に（3）によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定するものとします。

（6）基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりとします。なお、基準燃料単価は消費税等相当額を含むものとします。

	基準単価
	１キロワット時につき
特別高圧供給の場合	１６銭９厘
高圧供給の場合	１７銭４厘

（7）基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が１円変動した場合の値とし、次のとおりとします。なお、基準市場単価は消費税等相当額を含むものとします。

	基準単価
	１キロワット時につき
特別高圧供給の場合	３０銭９厘
高圧供給の場合	３１銭７厘

以上

Ⅲ　中部エリア

燃料費等調整額

（1）平均燃料価格

平均燃料価格は、原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格を意味し、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は１０円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．４３８１

β＝０．５５４５

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

（2）平均市場価格

平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの約定単価の平均単価とします。なお、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

ア　３０分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事象によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」とします。

（イ）　商い不成立の場合

（ロ）　一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合

（ハ）　その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等

イ　アにかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」とします。

（3）燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

燃料費等調整単価　＝

（平均燃料価格－４２，０００円）×（6）の基準単価÷１，０００＋（7）の卸市場単価

（4）燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等

毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

（５）燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に（３）によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定するものとします。

（６）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりとします。なお、基準単価は消費税等相当額を含むものとします。

	基準単価
	１キロワット時につき
特別高圧供給の場合	１９銭３厘
高圧供給の場合	１９銭６厘

（７）卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、卸市場単価の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入します。

卸市場単価＝（平均市場価格－１９円３７銭）×（８）の卸市場率

（８）卸市場率

卸市場率は、９．０パーセントを基準に損失率および消費税率を加味したものとし、次のとおりとします。

特別高圧供給の場合	１０．１パーセント
高圧供給の場合	１０．３パーセント

以上